景観重要樹木の指定について

1 景観重要樹木の指定

景観法第28条第1項及び新宿区景観まちづくり計画の「景観重要樹木の指定の方針」に基づき、「景観重要樹木」の指定を行う。

景観重要樹木の指定の方針

道路その他公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を「景観重要樹木」に指定する。

- ①歴史的又は文化的に価値の高い樹木
- ②地域の景観を先導し又は継承し、特徴づけている樹木

※新宿区景観まちづくり計画より

2 指定対象

対象樹木:イチョウ 雄雌(2本) ※現況写真については<u>別紙1参照</u>

所 有 者:宗教法人 幸國寺 代 表 者:代表役員 矢嶋 泰淳

所 在 地:新宿区原町 2-20

昭和48年保護樹木指定。昭和62年区指定天然記念物。推定樹齢500年。

平成22年11月9日特別保護樹木指定。

3 指定理由

- (1) 樹高 15m 以上、幹周り 4m 以上の巨木で、地域のシンボルであり、指標性がある。
- (2) 推定樹齢 500 年の新宿区内最大のイチョウであり、希少性がある。
- (3) 幸国寺周辺が加藤清正公の下屋敷の一つだったことから「清正公お手植えの大銀杏」と言い伝えられており、文化性がある。
- (4) 大銀杏の雌木は、太平洋戦争で南側の家屋への類焼を防ぎ、地域住民の暮らしを守ったと言われているなど、歴史性がある。
- (5) 平成十年に、徹底的な治療が必要と診断されたときには、多くの方からの支援によって治療が行われており、コミュニティ性がある。
- (6) 銀杏の実を毎年沢山つけることで、地域住民に親しまれており、生活性がある。

4 景観重要樹木指定の効果

- (1)景観法による景観重要樹木指定は原則として指定解除が難しく、当該樹木を強力に保護できる。
- (2)所有者の適切な管理義務、現状変更の際に景観行政団体の長の許可が必要になる等、景観法に基づく厳しい規定がある。
- (3)新宿区特別保護樹木制度の指定対象となり、樹木所有者の管理にかかる負担を、同制度で支援することが可能になる。 ※特別保護樹木制度については別紙2参照

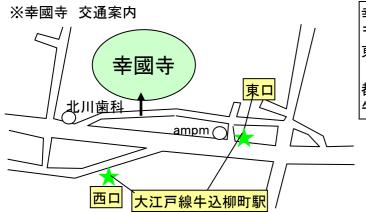
5 今後のスケジュール(予定)

平成23年2月景観重要樹木指定(区長決定)

平成23年3月標識設置

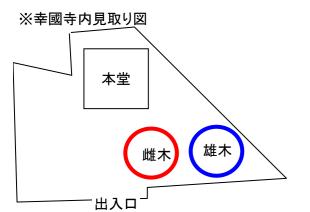
新宿区広報及びホームページ掲載

指定対象の現況写真(幸國寺イチョウ)



幸國寺 〒162-0053 東京都新宿区原町2-20

都営地下鉄大江戸線 牛込柳町駅東口より徒歩2分





①牛込柳町駅西口から



③雌木 西側から



④雌木 東側から



②雌木 幸國寺入口から



⑤雄木 西側から



⑥雄木 東側から

保護樹木制度 ・地上1.5mで幹周り1.2m以上 その他、区長が特に認めるもの ・地域のシンボルとなる樹木 特別保護樹木制度 景観重要樹木制度 (※民有地の樹木の場合)

★樹木の維持管理を支援

- ・所有者への保護樹木制度に基づく助成制度(1本目は9,000円/年、2本目より4,500円/年)
- ・特別保護樹木には、助成のほか、剪定等の維持管理支援
- ・特別保護樹木制度により対応するため、 景観重要樹木にかかる管理協定(景観法 第36条)の締結は行わない。

道路その他公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を「景観重要樹木」に指定する。

- ①歴史的又は文化的に価値が高い木
- ②地域の景観を先導し、又は継承し、特徴付けている樹木